

資料2

宇治市報告資料

平成24年度宇治市における児童虐待相談等の状況について

宇治市こども福祉課

1. 相談対応件数の年次推移

単位：件

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
相談対応件数	49	60	93	108	118
うち新規受理件数	10	31	47	54	57

2. 経路別受理状況（前年度以前の受理を含む）

単位：件

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察	学校等	その他	その他			合計
												児童相談所	市役所	その他	
平成22年度	0	0	5	0	0	0	0	7	2	14	65	41	16	8	93
平成23年度	0	0	9	0	1	0	0	8	1	16	73	52	9	12	108
平成24年度	0	4	7	0	1	1	0	9	0	27	69	40	15	14	118

※学校等：各学校・幼稚園等

※児童福祉施設：保育所等

3. 主たる虐待者

単位：件

	実父	実父以外の父親		実母	実母以外の母親	その他	合計
		継父	同居男性等				
平成22年度	28	2	0	63	0	0	93
平成23年度	28	8	4	72	0	0	108
平成24年度	27	11	7	80	0	0	118

4. 虐待の種類

単位：件

	身体的虐待	性的虐待	養育保護の怠慢・拒否	心理的虐待	合計
平成22年度	28	3	40	22	93
平成23年度	47	2	39	20	108
平成24年度	43	1	44	30	118

5. 被虐待児の年齢

単位：件

	0～3歳未満			3歳～学齢前				小学生					中学生			高校生他	合計	
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳		16歳～
平成22年度	3	2	3	6	9	2	12	5	6	8	8	10	7	5	1	3	3	93
平成23年度	1	7	4	4	5	6	4	12	10	10	7	7	8	9	4	4	6	108
平成24年度	4	1	6	10	5	5	9	8	10	11	15	6	3	9	6	3	7	118

6. 平成24年度年齢別虐待内容別分類

単位：件

	0～3歳未満			3歳～学齢前				小学生					中学生			高校生他	合計	
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳		16歳～
身体的虐待	0	1	4	4	3	1	4	0	6	3	6	1	2	2	3	1	2	43
性的虐待	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
養育保護の怠慢・拒否	3	0	2	4	0	2	3	5	2	4	5	3	1	4	2	1	3	44
心理的虐待	1	0	0	2	2	2	2	3	2	4	4	2	0	3	1	1	1	30
小計	4	1	6	10	5	5	9	8	10	11	15	6	3	9	6	3	7	118
計	11			29				53					18			7		

平成24年度宇治市児童虐待防止の主な取組について

宇治市こども福祉課

1. 地域子育て支援基幹センター（児童虐待担当）の体制強化

児童虐待の未然防止と早期発見のため、以下の職員を新たに配置し、体制の強化を図った。

- 保育士 1名（嘱託職員：週4.5日）
- 社会福祉士 1名（嘱託職員：週2.0日）

2. 要保護児童とその支援をめぐる状況等について

1) 平成24年度宇治市における児童虐待相談等の状況について

2) 要保護児童に関する児童現認・保護者面接対応数

相談支援を積極的にすすめていく為、緊急度の高い児童を中心に、家庭や学校等児童の所属機関に出向いて児童の現認、保護者面談を行った。

児童の現認：33件 保護者面談：13件（いずれも実数）

3) 医療機関との連携

要保護児童について早期に支援を行うため、関係医療機関との連携を進めている。

要保護児童についての連携実績：4件（実数）

4) 京都府児童虐待防止アドバイザー派遣事業の活用

12月～2月に各月1回ずつ京都府からアドバイザーの派遣を受け、個別ケース会議を開催した。ケースの分析や支援の有り方についての助言を得て、個別ケースの対応に活用した。

5) 調整会議（実務者会議）の開催

以下の日程で、2か月毎に調整会議（実務者会議）を開催し、支援内容の検討を行った。

回数	開催日	回数	開催日
第1回	平成24年5月25日（金）	第4回	平成24年11月30日（金）
第2回	平成24年7月27日（金）	第5回	平成25年1月25日（金）
第3回	平成24年9月28日（金）	第6回	平成25年3月22日（金）

3. 児童虐待の早期発見のための連携等について

1) 学校や保育所等の関係機関を対象とした研修を実施

① 7月17日（火）午後3時～5時 うじ安心館 3階ホール

テーマ「虐待予防と市町村要保護児童対策地域協議会の役割と関わり」

講師 花園大学教授 津崎哲郎氏 参加者 80人

② 11月7日（水）午後3時～5時 本庁舎8階 大会議室

テーマ「要保護児童対策地域協議会への期待

～福祉・保健・教育の効果的な連携に向けて」

講師 弁護士 峯本耕治氏 参加者 69人

2) 宇治市児童虐待初期対応ハンドブック改訂版の作成・配付

作成部数：2,500部

配付先：要保護児童対策地域協議会関係機関

3) チラシ・リーフレットの配付（児童の所属機関等）

4. 児童虐待の防止のための啓発について

児童虐待防止推進月間（11月）キャンペーン実施

平成25年度宇治市児童虐待防止の主な取組について

宇治市こども福祉課

1. 地域子育て支援基幹センター（児童虐待担当）の体制強化

地域子育て支援基幹センター（児童虐待担当）の体制強化として、昨年度に引き続き保育士1名、社会福祉士1名を配置し、児童虐待通告事例の家庭を直接訪問したり、学校等児童の所属機関に出向くなどして、適切な対応や支援を行う。平成25年度については、社会福祉士の雇用日数を拡充し、更なる体制強化を図る。

職種等	人員数	備考
保健師	1	担当主幹
事務	1	嘱託職員：週4.5日
保育士	1	嘱託職員：週4.5日
臨床心理士	1	嘱託職員：週5.0日（交代勤務）
※社会福祉士	1	嘱託職員：週4.5日

※社会福祉士：平成24年度 週2.0日 → 平成25年度 週4.5日

2. 要保護児童家庭等への適切な相談対応の実施

児童虐待の早期発見・早期の適切な対応及び支援の実施

事例対応の留意点として、①児童の安全確保を最優先すること、②虐待の客観的な事実と家庭が抱える課題を関連付けて把握すること、③再び虐待に至る恐れがあるかどうか、虐待への抑止となる支援はどのようなものか、など具体的に検討すること、④事例ごとに、関係機関による個別ケース検討会議にて援助方針を確認し、組織的な対応を行うこと、等が挙げられる。昨年度に引き続き学校や家庭等に出向き、詳細な事例内容の把握に努めるとともに、より効果的な支援につなげる。

3. 要保護児童対策地域協議会の関係機関等を対象とした研修の実施

昨年度に引き続き、学校や保育所等、要保護児童対策地域協議会の関係機関等を対象とした研修を実施。

1) 研修会

日時：10月31日（木）午後1時30分～3時30分

会場：宇治市生涯学習センター 第1ホール

内容：テーマ「いやされない傷 ～脳画像から見た児童虐待～」

講師 福井大学大学院医学系研究科附属

子どものこころの発達研究センター教授 友田 明美氏

定員：150人

備考：京都府児童虐待防止アドバイザー市町村支援事業の活用。

2) 出張講座

要保護児童対策地域協議会の関係機関等を対象に「宇治市児童虐待初期対応ハンドブック」についての講座を実施。

4. 児童虐待防止の啓発

1) 児童虐待防止推進月間の取組

「オレンジリボンキャンペーン」を実施。

2) 「揺さぶられっこ症候群」の防止に向け、厚生労働省制作DVDの貸し出し

平成25年度「オレンジリボンキャンペーン」の主な概要（案）

宇治市こども福祉課

1. 実施期間：平成25年11月1日（金）～30日（土）

2. 実施内容：「オレンジリボンキャンペーン」啓発

1) 広報

①宇治市政だより（11月1日号）

児童虐待防止に関する啓発記事及びキャンペーンでの取組を掲載

②宇治市ホームページ

③FM うじ「宇治市探検」11月上旬

2) 街頭啓発

①店頭キャンペーン

日時：平成25年11月1日（金）16時～17時

場所：宇治市内大型商業施設

（イトーヨーカドー六地藏店前を予定）

内容：児童虐待防止啓発チラシ及び啓発グッズ（ボールペン等）の配布

②人権フェスタ

日時：平成25年11月23日（土・祝日）12時～13時

場所：調整中

内容：児童虐待防止啓発チラシ及び啓発グッズ（ボールペン等）の配布

3) 啓発展示

日時：調整中

場所：男女共同参画支援センター 1階「ギャラリー ステップ ワン」

内容：児童虐待防止オレンジリボンメッセージのパネル展示等

このガイドは、行政機関、保健機関、医療機関などで

「赤ちゃんが泣きやまない

——泣きへの理解と対処のために——」

のDVDを活用する上での留意点等を
指導者向けに示すものです。

視聴者への説明の際、参考にしてください。



1. DVDの目的

赤ちゃんの泣きの特徴とその対処法を理解してもらうこと、特に、泣きやませるために
激しく揺さぶったり口を塞いだりしてはいけないことを認識してもらうことを目的に
作成されています。

2. DVDの内容

大きく、下記の3つの内容で構成されています。全体を視聴することで正しく理解できる
よう作成されていますので、できるだけ11分間全て視聴してもらってください。

- ① 赤ちゃんの泣きの特徴の理解
- ② 泣きやませようと揺さぶった場合の影響
- ③ 赤ちゃんの泣きへの対処法の紹介

3. 視聴の対象者と活用場面

妊娠期にある父母や乳児を抱える養育者、乳児の世話をする可能性がある全ての方に
視聴してもらってください。
産科医療機関に入院中の教育プログラムや退院指導、両親教室、子育て教室など集団
の場でも、家庭訪問といった個別支援の場でもかまいません。家庭訪問の場合は、
ポータブルDVDプレーヤーを活用すると便利です。

4. 補足して伝えたいこと・伝える際に気をつけること

赤ちゃんの泣きへの対処法

赤ちゃんの泣きへの対処法は、ミルクやおむつ替えなど生理的な欲求に応える以外にもたくさん
あります。DVDでは、その一例を紹介していますが、指導者の方が有効と考える他の対処法もぜひ
紹介してください。ただし、DVDで紹介している内容や他の方法を試しても泣きやまず、
自分の子どもがおかしいのではと思い悩む潮もいますので、全ての子どもにも効果があるわけではない
ことも伝えてください。また、発熱や嘔吐などの症状がある場合は医療機関を受診すること、さら
に泣きやまず心配であればいつでも医療機関を受診してよいことを伝えてください。

揺さぶりとあやしの説明

「乳幼児揺さぶられ症候群」になることをおそれ、(首や体をしっかりと支えた状態での)高い高いや
横向きで抱っこをして揺らすなどのあやしを行うことに過敏になることがあります。
説明の際には、「このぐらい揺さぶるとなります。」という伝え方よりも、揺さぶりにおいて、頭が前後
に激しく揺さぶられる状態が危険だということを伝えてください。
ただし、頭が前後に激しく揺さぶられないからといって、赤ちゃんを空中に放り投げる行為(これを
「高い高い」と捉える人もいます)など、落下といった別の危険性がある行為をしてはいけないことは
当然です。赤ちゃんの月齢や発達状況にあわせてあやし方を理解してもらってください。
また、もしも赤ちゃんを揺さぶってしまった場合、赤ちゃんの具合が少しもおかしいと思ったら、迷わず
医療機関を受診し、揺さぶったことを隠さず医師に伝えること、そのことが子どもを救うために重要
なことも伝えてください。

育児に関する相談窓口の周知

DVDでは、泣きだけを取り上げていますが、泣きへの対処は育児の一部分です。また、同じような
泣きをされても、その時その時の養育者の心理状態によりイライラする度合いは変わります。DVD
の視聴をきっかけに、養育者の不安や悩みを把握し、その解消に努めてください。あわせて、育児に
関する地域の相談窓口も伝えてください。

5. 関係者の理解

このDVDの内容を実践するに当たって、泣き声がやまない等の理由で近所から児童
相談所等に通告されるのではないかと心配する養育者もいるかもしれません。
まずは、各地域において、関係機関の職員がこのDVDを視聴し、赤ちゃんの泣きに
関する理解を深め、養育者を支援してください。